

(和田) それではただいまより、令和 6 年度第 70 回補装具評価検討会を開催いたします。皆様にはご多忙のところ検討会にご参加いただきありがとうございます。本日はウェブとの併用開催となります。続いて構成員の出席状況についてご報告いたします。会場でのご参加の構成員が 11 名となっております。ご欠席の構成員が 1 名となっております。次に、事務局を紹介いたします。障害保健福祉部長の野村です。企画課長の本後です。自立支援振興室長の川部です。福祉用具専門官の徳井です。企画課企画法令係主査の鈴木です。障害者支援機器係の江崎です。私、自立支援振興室長補佐の和田と申します。以上、よろしくお願いいたします。なお、障害保健福祉部長の野村につきましては公務のため、これからタイミングを見て退席いたします。どうぞよろしくお願いいたします。次に、オブザーバー 12 名を紹介いたします。宮城県リハビリテーション支援センター技術副参事兼技術次長、西嶋一智オブザーバー、遅れてのご参加となります。東京大学医学部附属病院准教授、藤原清香オブザーバー。横浜市総合リハビリテーションセンター医療部長、横井剛オブザーバー

(横井) よろしくお願ひします。

(和田) 公益財団法人テクノエイド協会研修第二課長、蒲生貴行オブザーバー新潟医療福祉大学リハビリテーション学部講師、須田裕紀オブザーバー。

(須田) よろしくお願ひします。

(和田) 大阪教育大学総合教育学系特別支援教育部門准教授、奈良里紗オブザーバー。国立障害者リハビリテーションセンター支援機器評価専門官、山崎伸也オブザーバー。国立障害者リハビリテーションセンター義肢装具士長、中村隆オブザーバー。国立障害者リハビリテーションセンター主任視能訓練士、山田明子オブザーバー。国立障害者リハビリテーションセンター学院厚生労働教官、丸山貴之オブザーバー。国立障害者リハビリテーションセンター学院、厚生労働教官、吉岡久恵オブザーバー。厚生労働省保険局医療課医療経済専門官、渡邊憲一郎オブザーバー。以上の方にご参加いただきます。なお、西嶋オブザーバー、横井オブザーバー、須田オブザーバーには、ウェブにてご参加いただいております。本日も限られた時間の中で多くのご議論をお願いすることとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、補装具評価検討会の構成員を改めてご紹介させていただきます。佐賀大学医学部附属病院リハビリテーション科診療教授、浅見豊子構成員。国立障害者リハビリテーションセンター病院副院長、石川浩太郎構成員。中部学院大学看護リハビリテーション学部教授、井村保構成員。宮城県リハビリテーション支援センター顧問、榎本修構成員。埼玉県総合リハビリテーションセンター主任、河合俊宏構成員。国立病院機構箱根病院リハビリテーション科医師、小林庸子構成員。国立障害者リハビリテーションセンター病院、第二診療部長、清水朋美構成員。横浜市総合リハビリテーションセンターセンター長、高岡徹構成員。兵庫県立総合リハビリテーションセンター所長、陳 隆明構成員。国立障害者リハビリテーションセンター総長、芳賀信彦構成員。熊本県福祉総合相談所主任技師、山口公深構成員。大西構成員は、欠席とのご連絡をいただいております。以上、本日ご出席いただいた 11 名の構成員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。議事運営につきましては、榎本座長にお願いし、芳賀構成員におかれまして

は、副座長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(樫本) それでは皆さんよろしくお願いいたします。今日の仙台出てきたときですね、雪降ってましたけどね。東京は暑いくらいです。今日も 4 時には終わりますので、ご協力お願いします。それでは、芳賀副座長もよろしくお願いいたします。議事に入る前に、この検討会ですね、公開・非公開について事務局からお願いいたします。

(和田) 福祉用具評価検討会開催要項にも明記しておりますが、厚生労働省における審議会や検討会は、原則として会議議事資料、および議事録を公開することとしております。要綱において議事内容により、非公開にする必要があると、座長が認めた場合には、非公開である旨、およびその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開することとなっております。そのため、個別の企業名や個別の品名等に対する意見、または評価等が述べられる部分については非公開とし、公開可能な議事資料、および議事録については、座長のご了解を得た後に、ホームページで公開することとしたいと思います。

(樫本) よろしいでしょうか。資料、議事要旨、議事録については原則公開ということで議事に入ります。事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

(和田) 配付資料の確認をいたします。本日の資料は、議事次第資料 1、資料 22-1、2-2、資料 3、資料 4 参考資料 1、2、3 となっております。机上資料としまして令和 6 年度の特例補装具、特例付属品の判定状況、令和 7 年度告示改正案を配付しております。ご発言の方法ですが、ウェブでご参加の構成員におかれましては、発言いただくときは「手を挙げる」というアイコンを画面に表示していただく、もしくは実際に挙手してお知らせ願います。ご発言されないときは、ミュート機能の設定をお願いいたします。また、ご発言される際は、名前を名乗ってから、はっきりとご発言くださいますようお願いいたします。以上です。

(樫本) はい。個別の企業名や製品についての発言等については、非公開としたいと思います。その他資料の公開・非公開についてご意見、ございますでしょうか。これはよろしいですね。それでは本日の議題に入ります。一つ目の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

(徳井) 事務局の徳井です。よろしくお願いいたします。それではまず資料 1、「完成用部品の指定申請に対する審査結果について」をお手元にご用意ください。1 枚おめくりいただいて、1 ページ目になります。こちらは、本年 1 月 30 日に開催されました第 69 回補装具評価検討会にてご審査いただき、3 月 5 日に追加の確認事項も含めて全ての審査を終えたものになりますので、結果のご報告ということになります。新規申請は、184 件ございまして、審査の結果完成用部品として認められないものが 91 件ございました。区分重複 1 件というのは、義足の完成用部品でして、一つの申請で殻構造、骨格構造の双方に収載されるため、収載数としては 2 と数えるものになります。したがって、来年度の新規収載件数は 94 件となります。継続申請につきましては、3365 件の申請中、2888 件の指定を認め、削除申請は全て認めて 132 件、再登録申請は 72 件中 24 件の指定としました。加えて、製品指定なし、つまりメーカーが限定されていない

ことから、申請が不要となっている完成用部品が 14 点ございますので、新規収載と合わせ、令和 7 年度の完成用部品は 3020 点となります。令和 6 年度の完成用部品点数 3511 点と比べますと、491 点の減となります。今年度の審査では、完成用部品の定義を満たさないものを全て整理させていただいたために完成用部品点数が減ったということになります。資料 1 については、以上になります。

(樫本) それでは資料 1 につきましてご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。Ⅰ類の先生方は一度見てるかもしれませんが。Ⅱ類の先生方は、初めて見るかもしれませんが、よろしいですか。ご意見がなければ次の議題に移ります。事務局で説明、お願いします。

(徳井) 次は資料 2 に移りまして、令和 6 年度における調査研究についてになります。1 ページ目を御覧ください。こちら令和 6 年度における調査研究についてまとめたものになります。令和 6 年度は、厚生労働省科学研究の指定課題、公募課題に加え、特別研究を行いました。それぞれの研究計画を一つの表にまとめたものを、2 ページ以降に示しております。最後のページを御覧ください。こちらは、来年度の研究実施計画になります。指定課題は、3 年計画の 3 年目、公募課題は 3 年計画の 2 年目に入りますが、それら課題に加えて、来年度は、障害者総合福祉推進事業において、別個に、補装具の原材料価格や補装具に関わる方々の給与水準についての実態調査を行うこととなっており、3 月 21 日まで公募を受け付けるというところでございまして、今ちょうど、募集中ということになっております。では、それぞれの研究について、ご説明いただきたいと思いますので、資料 2 を、続いてお手元にご用意ください。それでは、こちらの説明については、研究代表者の浅見先生よりお願いいたします。

(浅見) ありがとうございます。研究代表者の浅見でございます。指定課題では、技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究としまして、運動器系、視覚器系、聴覚器系、重度障害者用意思伝達装置の 4 領域にわかれて研究を実施してまいりました。では、それぞれの研究担当者からご報告させていただきます。まず、運動器系の藤原先生お願いいたします。

(藤原) ありがとうございます。藤原でございます。私の方では借受制度の担当ということで、それにかかる調査研究として、補装具のデモ機、完成用部品を含むものの無料提供に関する意見調査を実施させていただきました。こちらはウェブアンケートで実施しており、本年 2 月 12 日から 5 日間の非常に短期間ではあったのですが、回答を集めたものになります。対象は補装具関連 6 団体の会員企業の経営権のある方にご回答をお願いしました。有効回答数としては 212 件あり、補装具事業者が 162 件の 76%、メーカー代理店が 50 件の 24%でありました。各質問項目の中で、まずデモ機の無料提供サービスの実態種別について聞きましたところ、義足足部 106 件、膝継手は 97 件、車椅子が 79 件、電動車椅子が 61 件、補聴器が 33 件、股継手が 31 件となっておりますが、この内容については、右側の円グラフの方で示させていただいております。義肢関連については、全体の 44%を占め、また車椅子関連については 25%を占めるという状況でありました。またデモ機の無料提供サービスの費用についてですが、費用負担について、現状それはやはり負担していただく必要があるのではないかという回答が 84.4%。現状維持で

良いという回答が 12% ありました。しかし、その一方で全てのコストを有償化して欲しいという回答が 95 件、また、一定費用の負担が必要であるという回答が 84 件であり、現状のまま無料提供でよいという回答は、26 件あったんですけれども、ちょっとこれについては後ほど考察の方で補足したいと思います。続いて、質問 8 の方で、すべてのコストを有償化してほしいと回答された方、一定費用は有償化してほしいと回答された方に、その費用負担は誰が負うべきとお考えでしょうかと質問しています。これについては、補装具費、借受け等で負担するべきであるとの回答が 127 件、またユーザーが負担すべきであるというのが 98 件、メーカーが負担すべきというのが 31 件、補装具事業者が負担すべきというのが 23 件となっております。その他、自由回答では更生相談所であったり、病院施設側、あと補装具費の見積もりに含むなど様々な回答ありました。全体の概要としてはこのようになっております。また、もしも有償化される場合、どのような費用を有償化するのが望ましいですかという質問につきましては、送料、借受けに要する費用に加え、適合技術料と回答した件数が 122 件となっており、送料また借受けに要する費用 41 件、送料のみ 30 件、借受けに要する費用のみ 9 件という回答でありました。その他、自由回答としても修理費、消耗品の他、紛失破損に対する補償などについても有償化するべきではないかという意見がありました。最後にデモ機の無償提供について、貴社の経営状況も踏まえ、今後の継続可能性について教えてくださいという回答については、どちらとも言えないという回答が 84 件、継続可能という回答が 79 件、継続不可能という回答が 49 件でした。実際には件数が少ないから、対応可能であるという、そういった回答も存在しており、コスト負担が大きいことを理由に、将来的に無償継続というのが難しいという回答が非常に多かった印象でした。また自由意見の方では、法令順守をした働き方改革で働ける時間が決まった中、補装具に関しての業務で無償で時間を提供することが現在一番経営を圧迫していますというご意見や、あとこの作業は専門知識、専門技術を得るために、時間とお金や努力をしてきた義肢装具士にしかできない作業であり、義肢装具士が無報酬で実施するような作業ではありませんというような意見もありました。全体の結果をまとめさせていただきましたけれども、次のスライドでデモ機の有償化、費用負担に関する意見につきましては、現状の無料提供を続けるためには、仕入れ、販売マージン、技術料、送料を考慮すると、経営的には困難であるという声が多いという印象でした。全コストの有償化、または送料や借受け費用、適合技術料など一部負担も含めていずれかを求める声というものがほとんどを占めておりました。また行政（公費）や補装具費、借受制度でのカバーを希望する意見も非常に目立ち、国の制度設計の要望が強いという印象でありました。義肢、装具、車椅子関連以外では補聴器、姿勢保持装置、意思伝達装置、下肢装具など既製品部品も挙げられており、それぞれの製品のデモを必要とする事情を背景とした費用負担に対する課題や、対応についての改善を求める声が多く挙げられておりました。今後の継続可能性については、回答者の約 23% が継続不可能と回答しておりましたが、一方でどちらともいえない、あるいは継続可能という回答であっても、それが過半数ありますが、現状のままでよいという回答は、実はたった 2 件しかありませんでした。ですので 99% の事業者が適切な費用負担を求めているという結果でありました。回答の中でその送料や借受け費用、適合技術料などの部分的、または全体的な費用負担が導入されれば、継続可能という回答もほとんどを占めておりました。従いまして、現状放置すると、将来的に適切な補装具の支給において、必要と考えられる比較検討であるとか、あるいは試用評価において、デモ機が無償提供されているという現状は、今後立ちゆかなくなる可能性というのが、懸

念されます。補装具費、補装具費支給の検討にあたり、完成用部品の比較・試用評価を更生相談所から指示されているにもかかわらず、現場では事業者が無料で実施しているという実態が浮き彫りになっております。デモ機の維持、運用コストの負担や適合技術料、またスイッチ適合など、専門技術を必要とする業務が無報酬で行われているということは、民間の事業者にとって非常に大きな負担を強いているということが明らかになっております。さらに昨今の円安や物価、物流価格の高騰、働き方改革、そういった社会情勢から事業者側にとっては、デモ機の無償提供にこれ以上耐えられる状況にはないという結果でありました。私からは以上になります。

(浅見) ありがとうございます。それでは次に須田先生お願いいたします。

(須田) 新潟医療福祉大学、須田から報告させていただきます。3D デジタル技術の導入に関する調査項目の検討ということで、一つ目としては 3D スキャナの機能・性能等の評価ということでアルミ製の規格のブロックを、立方体と、円柱の方で作りましてこちら機能の異なる四つのスキャナーを用いてスキャンをして寸法等を比較しました。こちらで今後、義肢装具における 3D 技術のスキャン、身体の形状獲得というところで、どういうスキャナーが妥当なのかというのを、検討していきたいなということで行っております。スキャナーとしては、非常に高精度なものから、義肢、装具、専用のもの、それから一般で割と手に入れやすいものの 4 種類として、いずれもハンディタイプ、手に持ってスキャンするようなタイプにしております。次のスライドで結果になりますけども、今回、お示しするのが直方体の結果ではありますが、各スキャナーごとの結果を出しておりますけども縦横の長さをスキャンしたデータと、あとブロックの実測値で比較してみましたところ、ほぼ、ほとんどのスキャナーが実測値と同じ寸法であったんですけども、一つ Structure Sensor という iPad につけて使うスキャナーの方が基準値より、基準というか、大元となっているものから少し 10 ミリほど、パーセントにすると、5 から 7%ほど大きくとれるというような結果でありました。ただこの Structure Sensor を使った iPad のスキャンですけども、義肢、装具、専用のソフトを使っておりますので、やはり人を対象とした、形状をとるので、スキャンされた金属のブロックも、角が少し丸くなっていたりとかしていたので、そういったところの影響もあるのかなと思います。一方で他の研究ですと、MRI とか、あとメジャー、ノギス等々を使ったものと、スキャナーの実測値なんかを比較しますと、やはり実際よりもスキャナーの方が 13%ほど誤差がありますということですか、あとは、最近ですけども Structure Sensor っていう iPad に付けたセンサーの新しいバージョンですと、従来のものに比較して、5 倍の精度が上がっているというような報告もあります。スライドの右側の方ではスキャンを、直方体と円柱をスキャンする際のスキャンの時間と、あとロストといまして、対象物をスキャンするときにセンサーが、ものを見失う回数、そうすると、スキャンが 1 回ストップしてしまうんですけど、そこら辺をカウントしたのになります。やはり Structure Sensor の義肢、装具に特化したものっていうのは、うまく取れるのと、ロストの回数も少なかったなというふうな印象です。あとそれぞれのスキャナーですけども、Structure Sensor 以外は有線でパソコンと線で繋がってる状態ですので、人を対象にしてぐるっと 1 周回るのは、またそういった取り回しの問題もあろうかと思います。次のスライドで、二つ目の、もう一つの関連した研究内容なんですけども、3D 技術の運用の実態調査ということで、従来、

これまでの石膏包帯法と 3D 技術の方のこの作業の内容の比較等々を行ってきたんですけども、こちら具体的に価格算出に必要なコストを、そういったところを比較して、調査していきたいなというふうなところで、こちらの準備を今年度進めさせていただいております。同時に、コスト面、実際の実運用に関するコスト面とか、そういった具体的なところを、アンケート調査したいということで、そのアンケート項目をいろんな方々にヒアリングしながら必要な項目等を抽出しております。現状の方、報告私の方から以上です。

(浅見) ありがとうございます。それでは次に、現在進行中の研究課題であります中村先生、丸山先生、ご報告をお願いいたします。

(中村) 運動器系補装具の担当中村が報告します。前々回ですか、この会でも報告しましたように、現在更生相談所に対するアンケート調査を実施しまして、締切が 3 月 14 日なので、ちょっとこの場では報告できなくて申し訳ないんですが、着々と結果が集まっている状況です。アンケートの内容というのは、更生相談所がどこに困っているのか、そこら辺に焦点をあてまして、特に判定に対して、判定にどういう職種が関わっているのかとか、マンパワーはどうなのかとか、直接判定と文書判定ではどのぐらいの割合なのか、そこら辺の実態調査をしています。また判定業務の効率化には、オンライン判定というのがあるんですが、それに対して更生相談所が対応可能かどうかですね、ニーズがあるのかどうかというのでも調査しています。また、借受け制度に関しましては、先ほどの藤原先生の報告がありましたけど、実際に運用するとき、どういう課題があるのか、あと対象となる補装具についての調査を行っています。また車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置については、令和 6 年度に大きく、告示が改正されましたので、その影響がですね、現在どうなっているか、実態把握を努めています。

(丸山) 続いて丸山からですが、装具に関する調査として足部覆いに関する調査を行っております。令和 9 年度の告示基準額改定の基礎資料とするために行っている調査ですが、まず下肢装具の製作要素として足部の支持部として足部覆いというのがあるのですが、これと同じような形態で足部変形に対応する靴型装具に準じたようなもので、単体で足部覆いのような形状をしている装具があるのですが、その基準額改定に向けて、製作工程で作業時間等を調査をしております。方法としては事業者、製作事業者を対象としたアンケート調査と、あと実際に製作してもらって製作工程を実際に調査するというを行っております。現在進行中で途中経過としては、63 事業者から回答を得られており、今後解析を進めていく予定です。

(中村) 3 番目はですね、昨年度の告示改正のときに義足の利益率が極めて低いということで、現状では製作事業者がなかなかやりたがらないということで、その利益率が低い理由を、もう 1 回価格設定の仕組みから検証しようということで、大事なパラメータであります製作時間を、下腿義足、大腿義足、それぞれ実際に製作をしてみて、どのぐらい時間がかかるのかというのを検証するということをやっています。一つ前に戻ってもらっていいですか。下の方に書いてます。ちょっと順番逆になりまして申し訳ありませんが、来年度の方針ですけど、令和 9 年度の告示改定に向かって、いよいよ具体的な数字を詰めないといけません。そのための作業をします。判定の効率化に関しましては「オンライン更生相談室」を試行してみて、実際に有用であるか

を、確かめるというようなことと、価格の根拠となる支給実態について、全国の更生相談所の直接判定を、実際に前向きに調査して義手、義足、姿勢保持装置がどのぐらいの割合で支給されているのか押さえようと思っています。材料とかの価格調査については、先ほど専門官の方から話がありましたように、外部に委託予定で、それ以外の集めたデータを基に、告示の試案を作成し、あとは物価の上昇率と価格の変動、あるいは、今まで運用課題があった借受制度をどのように運用したらいいか、具体的な案を作りたいと考えています。以上です。

(浅見) ありがとうございました。次に、重度障害者用意思伝達装置について、横井先生お願いします。

(横井) よろしく申し上げます。重度障害者用意思伝達装置について報告させていただきます。背景としましては、先ほども藤原先生からデモ機のお話が出たと思うんですけども、重度障害者用意思伝達装置においても、やはり導入において、いくつかの機器を選択していただくこと、さらには居宅での適合設定が必要になるんですけれども、その費用については、制度上明確でないということがあります。また機器の方が多様化しており、名称基準など、検討が必要な状況にあると考えております。今年度の研究目的としては、重度障害者用意思伝達装置の導入に対する内容や時間を明らかにすること。そして、今回は呼び鈴・呼び鈴分岐装置の利用状況を整理するというを考えております。方法といたしましては、重度障害者用意思伝達装置の導入に関しては、そちらの方の内容や時間の調査ということで、今年の 6 月から開始して新規に導入される方について、内容・時間を、調査しているというところで、新規の対象者を、今、3 月末までとしており、現在も調査を継続中ということになります。次に呼び鈴・呼び鈴分岐装置についてですけども、利用の実態に関して調査を実施いたしました。これらについての結果になりますが、令和 2 年から令和 6 年、重度障害者用意思伝達装置を導入もしくは修理をされた方、50 名いらっしゃいましたけれどもそちらの方を後方視的に調査いたしました。その中で、視線検出式の入力装置利用者が約 40 名程度いらっしゃいまして、その約半数が呼び鈴を使用しているという状況になりました。そういうことで、呼び鈴自体のニーズあるというように考えておりますが、呼び鈴と接続するための機器については、これまで分岐装置とは機能的には異なりますので、今後は接続する機器についての制度面の検討が課題かと考えております。令和 7 年度についてですけども、引き続き導入に関する内容や時間の調査、並びに本体価格設定や導入に関する費用等、明らかにして令和 9 年度の基準改定に向けた具体案を作成するということで一点目としては、先ほど令和 6 年度から引き続き重度障害者用意思伝達装置の導入における内容や時間の調査を実施して解析を行うというを考えております。あわせて、今、現在の重度障害者用意思伝達装置の多くはパソコンとソフトウェアという形になりますので、それと専用機器の価格や、さらには出張費などについての調査を行うことと、基準改定に向けた具体案の作成を検討しております。以上になります。

(浅見) ありがとうございます。次は視覚系補装具となりますけれども、山田先生お願いいたします。

(山田) よろしく願いいたします。視覚系についてご報告させていただきます。視覚障害者に関連する補装具については、支給のためのアセスメントや、購入後のフォローアップといった支給プロセスにおいて基準がなく、支給された補装具を十分に活用できないケースも見られておりま

す。また、補装具については、医療関係者であっても、制度を含めて知る機会が少ないといった現状があります。以上のような問題点を受けて、今年度は視覚障害に関係する補装具についての情報発信と、アセスメントとフォローアップシートの試作を実施いたしました。一つ目の視覚障害に関する補装具についての情報発信につきましては、視覚系補装具の基礎知識を習得することを目的といたしまして、今年度は9月から計7回、月に1回、約1時間の勉強会を実施いたしました。対象は、補装具を利用する視覚障害当事者、選定処方を行う医療関係者、訓練や販売に関わる関係者など補装具に関わる全ての方としまして、これまでに6回の勉強会を終了し、勉強会登録者へのアンケートを実施しております。今月もう一度、実施しまして、今後その結果をまとめまして、効果課題について検討を行う予定としております。続きましてアセスメント、またフォローアップの試作につきましては、先行研究において参考とできる資料を見つけることができなかったことから、意見集約における匿名性は保持した上で、専門家集団が顔を合わせて対面式の検討を行う修正デルファイ法を用いて、アセスメントおよびフォローアップの項目について、現在検討を行っております。義眼、視覚障害者安全杖、眼鏡の三つのチームを結成しまして、それぞれのチームに医師、視能訓練士、歩行訓練士等の各補装具に関連する専門職、また各補装具を使用する視覚障害当事者の方にもご参加いただき、試作について検討中です。来年度、令和7年度は視覚系補装具のアセスメントシートの試行と、効果検証と、視覚系補装具に関する補装具支給ガイドブックの作成を予定しております。先ほどご説明しましたアセスメントおよびフォローアップシートを選定場面で使用しまして、効果検証とシートの修正等を実施したいと考えております。また、ガイドブックの作成につきましては、視覚障害があり、画面を視覚で確認することが難しい場合に配慮しまして、音声付きの動画形式も取り入れたいと考えております。以上となります。

(浅見) ありがとうございます。次は聴覚器系補装具となります。蒲生先生お願いいたします。

(蒲生) よろしく申し上げます。聴覚器系補装具の令和6年度厚労科研費調査では、補聴器等の購入に関する自治体を実施している制度についての調査と補聴器販売店における補聴器調整業務に関わる実態調査を行いました。まず初めに、自治体を実施している補聴器等の購入に関する制度についての調査です。背景としましては、障害者認定を受けていない軽中等度難聴患者に対して、自治体を実施している支援制度が多くなりつつあります。その現況について調査を実施しました。方法は、全国の自治体に質問紙方式での調査を行い、実態を調査いたしました。回答は、320自治体からの有効回答がありました。結果は、回答のあった自治体のうち、小児の購入費助成制度が整備されている地域が多くありましたが、成人では、27.8%にとどまっていました。対象には、所得制限を設けている地域が多く、非課税世帯を対象とするものなどが見られました。成人の場合、高齢者を念頭に制度設計が行われている自治体が多く、補助金額は3万円から12万8,000円と幅広い違いが見られました。制度を有する自治体での昨年度実績、実施件数は1自治体あたり平均45.5件でしたが、大きなばらつきが見られました。小児の制度では、両児補聴器の補助対象にしている地域が多く、補聴援助機器を含むのは57%の自治体でした。詳細については、今後検討する予定です。次、申し上げます。次に、補聴器販売店における補聴器調整業務の実態調査です。背景としましては、補聴器を最終受益者である患者に届けるのは、補聴器販売店、業者であり、その受け渡しのプロセス、機器の選定や調整、カウ



ンセリングを明示化することは、補装具としての補聴器の価格決定のために必須になります。そこで今回は、全国の認定補聴器専門店 996 店舗を対象に、質問紙方式での調査を行いました。店頭対応に関して、①実施回数、頻度、②各プロセスの実施時間、③実施内容、補聴器の調整およびカウンセリングなどの項目について調査を行いました。回答は、435 店舗からの有効回答がありました。結果は、一応の終了とされるまでには、5 回以上の回数をかけながら複数回の調整、およびカウンセリングを経て、補聴器の調整と販売が行われておりました。ここでいう一応の終了とは、頻回の対応を終了し、以後は、期間を空けたり、必要に応じて新たな予約を入れるように指示した場合と定義をいたしました。補聴器販売のプロセスに必要とされる時間は、店舗によってそれぞれ異なりますが、一般的に必要とされる時間が明らかになり、費用推定のもととなる、人的資源費用の基礎的データが得られました。令和 7 年度計画ですが、医療の質の検証に用いられるドナペディアンモデルに基づいて補聴器販売プロセスの検証を行う予定です。以上になります。

(浅見) ありがとうございました。指定課題のご報告は以上でございます。

(徳井) では次に公募課題についてですが、お手元に資料 2-2 をご用意ください。研究代表者の中村オブザーバー、よろしくお願いいたします。

(中村) 公募課題の研究代表します中村から報告します。研究課題名は「将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究」というもので、背景としてはですね、近年、補装具の部品なり、急速に発展してまして健常者と同じようなパフォーマンスをするユーザーの方もかなりおられます。ただし、補装具というのは、今までと比較にならない数百万円単位の部品を使ったりしますので、公費を財源とする補装具費支給制度においてはどう運用したらいいのかというのが大きな課題となっています。税金なので、無駄にしていけないという意識が強いと、なかなか支給しづらいんですが、この研究では、むしろ積極的にそういうものを支給することによって、利用者の社会参加が促進され、社会全体として、正の費用対効果を実現するために、必要な因子を明らかにするということを目的にしていますもうちょっと砕けた言い方をすると、高機能な補装具をどのような人が使っているのか、必要としているのか。それを使いこなせているというのはどういうことなのか。あと実際使ってる人はどういう効果があるのか、それを調べようというものです。対象とする補装具は、義肢、装具、電動車椅子としています。そういう高機能補装具を支給すれば、就労、あるいは社会参加の機会が増え、いわゆるタックペイヤーとなることで社会全体として公費が循環するということ、あるいは、それらを使わない場合には、転倒したりとかで余計な医療費がかかったり、あるいは、支援者を必要になったりします。そこら辺を、高機能のものを使うことによって、それにかかったコストが減らすことができるんじゃないかという仮説が成り立ちます。また、今までにない高機能な部品というのが、それを与えただけでは、使いこなすことができなくて、その使い方を教えたりですね、そういう技術も必要なわけで、そういう高機能な部品がリハビリテーションなり、周辺の技術もレベルアップする可能性があります。次のスライドお願いします。計画としましては、五つの課題を考えてまして、これまで実はそういう補装具を使ってる人は、いるにはいるので、そこら辺の実態調査をするってということと、どういう人が使ってますかっていうことを調べて、

その練習方法、使いこなしの技を調べるってことです。あとメインの課題としては、ちょっと番号がずれてますが、一時的に、そういうものを貸し出して、それを使って、それによって、新しく仕事ができたりとか、より社会に出やすくなった、そういう前向きな事例を作って、使う前と後で、具体的に言うと、給料が上がったとか、無駄な費用が使わなくて済むようになったとか効果を比較できます。そういう実証実験をしようとしています。そこら辺を取りまとめて、一時的に借受制度で、高機能な補装具を貸し出して、そこで有効であれば、税金の無駄にならないので、実際に支給しましょうというようなプロトコルを作ればと考えています。また既に、海外では広くこういう高機能な部品というのは普及していますので、そこら辺はどういう制度に基づいて運用されているかっていうのも大事な情報ではないかと考えて、調査をしています。今年度の、進捗状況ですが、実際ですね、これまでの支給状況については、日本福祉用具生活支援用具協会、JASPA という団体がありまして、その義肢、装具部会の企業を対象に、今まで有効に活用している事例を教えてくださいと言いましたら、85 件集まりまして、その中でもですね、障害者総合支援法による支給が 23 件ありました。いわゆる支援法では、なかなか支給されないんじゃないか、という認識が強かったんですが、実際には、必要な人には支給されている自治体、地域もあるということです。ただしですね、やはりその判断基準はちょっとはつきりしなかったり、あるいは地域差が大きかったりすることがありました。また、この研究には義肢、装具に精通したリハビリテーションの施設が参加してるわけですが、その施設の中でも、複数のそういう高機能を使いこなしているユーザーさんに対して支給したという事例があります。義肢、装具については、対象となる高機能な補装具というのは、ある程度絞られているんですが、一方、電動車椅子につきましては、電動車椅子の高機能とは一体なんぞやっていうこともありまして、結構多様性、多岐にわたっているんですね。そこら辺をもう 1 回整理する必要があるのと、それらが実際に支給されているのかというのを、現在調査しております。海外における調査としては、欧米に比べてはつきり言って、日本は遅れているわけで、それについて、海外の支給基準というのは、どうなっているのかというのを調べるとともに、文献調査をしてみるとですね、義足の膝継手ですね、それについての論文は、かなりありまして、いわゆる先ほど申しましたそれを使っていると、転ばないけど使わないと転倒して医療費がかかってしまうというような費用対効果を論じた文献が多いです。ただし、海外の文献では、医療の中での費用対効果なんですよ。我々が課題にしているのは、福祉制度の中での費用対効果ということで、ちょっと観点としては、必ずしもそれを鵜呑みにしていいのかなっていう感じを、実際に調べる中では受けています。次のスライドお願いします。次年度の計画としては、継続して実態調査をすると同時に、費用対効果の一つの基準としては、やはり QOL ですね、生活の質っていうのが、とても重要な評価因子になりますので、それを調査しています。あとは、メインな課題である一時的な対応による実証実験ですね。それにつきましては、この研究に協力していただけたらいいんですが、なにぶんにも、貸し出す部品は、予算によって制限を受けますので、全ての方に協力していただけたらいいという状況になっています。この研究の目標というか、成果物としましては、費用対効果を明らかにすればいいんですけど、より具体的にですね、更生相談所の方が、こんな人なら支給しても大丈夫だと、そうわかるような有効活用な事例集を作ろうかなと思っています。その事例の中にはですね、支給までどのぐらいかかりましたとか、どういう練習をしましたとか、どのぐらい

期間がかかりましたとか、そこら辺を織り込んでプロトコルの内容としたいと思います。あとはそれに付随した使いこなしまニュアルですね。その高機能な部品がないとできない練習というのがありますので、それを明確にしないといけない。あと、3 番目はですね、ちょっと最近思ってるんですが、この研究の観点、就労支援というのが、一つの焦点になるんですが、実際にユーザーさんの話を聞いてみると、就労支援というと、働き口を見つけるところで止まってしまっていて、こういう高機能を使うような活動の高い人はですね、そのあとが結構フォローが足りない、そういう状況があると思います。そういうパフォーマンスの高い人はですね、補装具が調子いいときは、普通の人と同じなんですけど、やはり壊れたり、適合が悪くなると、いきなりパワーダウンしてしまうと、そういうことに対して周囲の理解が少ない。あるいは修理や判定で休みを取らなくちゃいけないけど取りにくい、そこら辺、周りに気を遣ってしまうというような事があります。合理的配慮を進めるためにも職場環境作りのための情報提供が必要かなということを最近感じています。研究項目課題の内容としては以上になります。

(徳井) ありがとうございます。特別研究につきましては、第 68 回の補装具評価検討会にてご報告いただいておりますので、今回のご報告はございません。

(檜本) ありがとうございます。今、様々な多岐にわたる研究の報告ございましたけど、皆様からご意見、質問等ございましたらいかがでしょうか？陳構成員、お願いします。

(陳) 藤原先生がされた研究なんですけども、借受けというか、評価のタイミングでの貸出しですよ、メーカーさんの。あれは、実際やってるし、やるのに非常に有効なんですけども、逆に言えば、貸出して評価できるような施設、そんなにはないはずなんです。専門知識、あるユーザーさんがいるとするじゃないですか。こういう仕事がしたいので、というニーズがあった時に、どんなパーツでやるかというような評価をしますよね。そういう評価をするにあたっての、スタッフがいないと、いくらパーツをつぎ込んだとしても、お金の無駄遣いになるだけなので、やっぱり兵庫県で言えば、うちのセンターくらいしかありませんし、近畿圏を見ても、そのようなことができる専門施設はほとんどないので、お金をつぎ込むとしたら、セットでないといけないかなと。専門スタッフを持っている施設、であれば、貸出しすれば、お金は出すということをするんですね、無駄遣いがなくなると。例えば、スタッフがいないところで先生が適当に借受けするとなると、それに対してお金を払うと、無駄遣いになるので、そういう視点もあるのかなというふうに思いました。

(檜本) ありがとうございます。徳井専門官お願いします。

(徳井) 陳先生、ありがとうございます。現在のところではですね、なかなか、施設をどこに拠点持ってくるのか、治療用装具の中の訓練用仮義足との連携というお話も、入ってくるのかなというふうに思っています。治療用装具の訓練用仮義足がどの医療機関でも処方できるというところ、そこで高機能な膝継手が出されているという実態もございますので、今日、保険局の渡邊専門官も来られておりますので、保険局の専門官とも連携しながら、そういったところの問題を今後、検討させていただきたいなと思っております。

(陳) 少し補足させてもらったら、借受け、普通の値段の借受けはいいとして、高機能なものですよね。ある程度、あるスペック以上の高機能なパーツを比較する際ということですね。

(徳井) ありがとうございます。おそらくここはですね、治療用装具でも、すごく高価な膝継手であったりとかが使われているというような問題もあると思いますので、そちらの方も含めて医療から福祉への連携といった問題もありますので、保険局とも連携しながら解決を図っていきたいと思います。今後とも、どうぞご助言のほうよろしく願いいたします。

(樫本) 石川構成員、お願いします。

(石川) 国リハの石川でございます。実を言うと、この運動系の補装具のこのデモ機のところに補聴器というのが出てきたのは、正直言って、この研究でこれが出てくるんだっていうのは、ちょっと驚いたところでございます。対象が、補装具関連 6 団体及び、各社経営権のあるものと書いてあるので、ちょっとどこに尋ねていいのか、見えないので、やや的外れになるかもしれないんですが、おそらくなんですけれども、補聴器を実際にフィッティングするにあたっては、かなりの部分を、無料でデモ機を出しているところは、もっと数があると思うんですね。そこが、多分出てきてないんじゃないかなと感じているところがあります。福島先生、蒲生先生がやってくださっている 1 番最後のスライドに出てきたこの補聴器販売店における調整業務の実態調査ってところで、関連すると思うんですが、実際にこのフィッティングするときに、かなり実は貸出しという要項が入ってきているのではないかなと思うので、せっかくこういうことをやられるのであれば、藤原先生の研究と、福島先生、蒲生先生の研究をコラボレーションするともっと実態が見えるんじゃないかなと思って、ちょっと発言をさせていただきました。以上でございます。

(樫本) どうぞ。

(藤原) ありがとうございます。すみません、この件について、補聴器については、全体の 212 件のうち、30 件台と非常に少ないのが、実情でございます。また補聴器に関しての回答が、実は、細かいことは今回示しておりませんが、確かに回答内容の、今後の継続可能性であるとかも、その他の義肢部品や、車椅子関連とちょっと傾向が異なるということがありますので、今後、いろいろ詳細については、また各種別ごとに、報告をさせていただきたいと思っておりますし、先生がご指摘の通り、補聴器に関わる先生方とご協力させていただいて、また役立つデータが出せればと思っております。ありがとうございます。

(樫本) よろしいですか。他にございますでしょうか。清水構成員、お願いします。

(清水) 清水です。視覚が、そもそも藤原先生が、調査された団体らしい団体が、視覚の場合はないので、ヒアリングの対象者にもなりえないんだろうなと思うわけなんですけど、借受けの話が出てきた当初から私はこの場で何回かお伝えしたこともあったかもわからないんですが、視覚の眼

鏡の中の、特に遮光用弱視用、この眼鏡につきましては、結構貸し出し、試すトライアルが重要なんですね。国リハのようなところだと、複数、そういったものが置いてあるので、患者さんに貸し出してということが出来るわけなんですけれども、一般の眼科で、補装具の仕事をされているところであっても、なかなかそこで、トライアルの準備をしてもらえるところというのは、そんなに多くありません。また視覚障害に関しては、更生相談所とのご縁もほとんどないです。どうしても視覚、漏れてしまいやすいと思うんですけれども、その辺についてもこの種の調査を進めていただくにあたっては、配慮していただけるといいかなと思って、コメントさせていただきます。

(樫本) 徳井専門官、どうぞ。

(徳井) 清水構成員ありがとうございました。ちょっと視覚系の補装具につきましては、メーカーさんとかともお話をしようといったところの研究の調査に対し、どのようにご協力いただけるかっていうところを、今までもお話をしてるんですけれども、なかなかメーカーさんであったりとか、事業者さんというところがまとまらないというところで、研究できないという実情がございます。ただ、こういったトライアルのデモ機につきましては、義肢、装具に限らず、多くの種目で無償での負担が、負担になっているとお答えになられてる方が多いので、そういったところをもう少し詳細に詰めながら、今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(樫本) ありがとうございます。他にありますか。よろしいですか。研究は、まだ途中ですので各オブザーバーの皆様にはですね、今日出たご意見を参考にして、これからも検討していただければと思います。よろしくお願いします。それでは、次の議題に移りたいと思います。事務局から、次の議題について説明をお願いします。

(徳井) 次は、資料 3 になります。少し共有させていただきますので少々お待ちください。お待たせいたしました。次は、告示改正案の概要となります。告示改正案の新旧版を参考資料 2 として配付しております。あわせてご覧ください。めくっていただきまして最初のスライドになるんですけれども、こちらは第 68 回補装具評価検討会でもご議論いただいたものになります。令和 7 年度の告示改正では基準額の改定は行わず、運用についての見直しのみを行うこととなります。まず一つ目に、姿勢保持装置と座位保持椅子の区分の明確化として、座位保持椅子を車載用姿勢保持装置とし、年齢の制限をなくし成人への支給を認めたものになります。それに付随して座位保持椅子の付属品として支給されていた頭部保持具につきましては、種目としての実体がないことから種目としての廃止とすることといたします。補聴援助システムにつきましては、受信機、送信機を基準含めて、基準額内に収まれば支給を認めるということにいたしました。また電動車椅子簡易型アシスト式につきまして、電動駆動装置等着脱式を含むことを明記しまして、現在利用者の方がご使用中の手動車椅子に、修理として電動駆動装置を取り付けることも可能といたしました。こちら告示改正のスケジュールについてですが、2 月 10 日にパブリックコメントの募集を開始しており、3 月 10 日まで受け付けることとなっております。その後 3 月下旬に大臣告示を改正し、4 月 1 日に施行予定となっております。以上になります。

(樫本) ありがとうございます。告示の改正は令和 6 年度大きな改正を行いましたので、今、令和 7 年度に向けていくつかの概要が示されましたけれども、これに関して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。それでは次の議題に移りたいと思います。事務局よろしくをお願いします。

(徳井) 資料 4 をご用意させていただきます。少々お待ちください。お待たせいたしました。資料 4 に移りまして、補装具費支給事務取扱指針改正案の概要となります。こちらは、資料 3 とあわせてごらんいただければと思います。まず最初のスライドになりますが、指針の第 1、基本的事項で補装具費の支給目的についてですが、告示別表の製作要素及び完成用部品は価格算定基準を示したものであって、支給の可否を示すものではないと明記をさせていただいたものになります。こちらは第 69 回の検討会にて、河合構成員から完成用部品に収載されているものは、補装具として支給されるべきだというふうに誤解をなさっている事業者がいらっしゃるということで、御指摘がございましたので、そちらを反映させて記載させていただきました。次に、指針第 2 の具体的事項に移ります。まず最初に一部特例の追加になります。現行の指針では、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、形式、製作要素、および完成用部品によることができない補装具につきましては、特例補装具として定めておりますが、技術革新によって、様々な原材料や加工法が生み出されており、それら新たな原材料等が真に必要とされた際に全て特例補装具で対応するということになると、支給手続きが煩雑となり、支給までの日数が長くなるということが予想できます。そのため別表に定める製作要素、および完成用部品によることができない、構成要素が一つに限られる場合は、特例補装具の定めに関わらず、一部特例として、基準内の補装具として支給判定して差し支えないことといたしました。車椅子のクッションであったり、重度障害者用意思伝達装置のスイッチについて告示別表によらず支給しているものが多いという実態もございますので、これらにつきましては、一部特例にするための構成要素とはカウントしない。つまりクッションとかスイッチにつきましては、さらにもう一つ、告示によらない構成部品を装備しても、一部特例になるということ併せて指針の方に明記いたしました。特に、車椅子のクッションに関しましては、例えば特殊空気室構造のものがございますが、そういった特殊空気室構造のものも次々と新商品が出てくる中で、全て告示別表であったりとかですね、そういう完成用部品あるいは既製品の装具とかそういったもので支給を認めていく、一つずつ商品をチェックしていくということは無理ですので、そういったものは一部特例として基準内での支給を認めるとしております。次に、差額自己負担が認められる例としまして、コスメチックグローブと眼鏡の例を追記しました。コスメチックグローブにつきましては健側手部をミラーリングするといったフルオーダーメイドで製作したものにつきましては今回の完成用部品指定審査の中で完成用部品に該当しないとして、非収載となっておりますが、そのようなフルオーダーメイドのコスメチックグローブについては、機能の追加ではないことから、差額自己負担での支給を認めることと明記したいと思います。なお、断端の状況によっては、クリアランス等の問題で完成用部品では対応できず、フルオーダーで対応すべきものもあるかもしれませんが、そのような場合は特例補装具として自己負担ではなく補装具費を支給していただきたいと思いますと考えております。また眼鏡につきましても、補装具費支給制度は日常生活に必要最低限のものを公費で支給することから、

薄型レンズでも日常生活に問題ないが、超薄型レンズの眼鏡が欲しいというような方の場合は差額負担での購入をしても、さしつかえないと、追記させていただきました。次に 2 番ですね、補装具費支給に係る事務処理につきまして、施設入所者に対する事務処理というものを追記いたしました。こちらは第 68 回の検討会でご議論いただいた内容になります。次のページを御覧ください。「6 補装具費の支給基準」において、借受けのうち、完成用部品についての手続きを明記しました。先ほど厚労科研究研究班の藤原先生からご報告があったように、完成用部品の借受けは補装具の借受けと性格を異にすること、完成用部品を実際に装着した上で、比較評価を行うと指示するのは申請者ではなく、判定を行う更生相談所が多いという実態から、完成用部品の借受けについては、購入または修理の算定項目といたしました。つまり完成用部品の借受けには、申請者の申請は必要ではなく、更生相談所が処方箋に完成用部品の試用評価を明記することで、事業者は購入、または修理に要する費用として借受けの基準額を算定することができるものになります。処方箋に明記せずに、事業者に完成用部品の使用を依頼することや、処方箋に明記しているにもかかわらず、借受けに要した費用を支給しないことは適切ではないとしています。また事業者に対しても、処方箋に借受けの記載が更生相談所の指示がないにもかかわらず、完成用部品の比較評価を実施したとしても借受けの費用は支給できないとしております。次に「11 補装具事業者との連携」についてですが、見積書への押印がないことを理由に申請を受け付けず、障害当事者の方が困っている、あるいは事業者等が毎日 100 枚以上の見積書、請求書、納品書に押印しなければならず、それだけに人件費が発生しているというような話が入ってきておりますので、押印がなくても申請を受け付けるよう柔軟に対応するように記載をしております。また別表 1 につきましては、第 68 回の検討会で議論した内容になりますが、手動車椅子のユーザーが電動車椅子に種目変更される場合は、原則として簡易型アシスト式を支給することとし、支給に当たっての操作能力として必要な、坂道走行にですね、特に下り坂での停止というものを追記し、電動車椅子の名称に係る判定の目安について、資料記載のように図を修正いたしました。以上につきましてご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(樫本) ありがとうございます。指針もいくつかの点をですね、改正したいというご説明でしたけども、予定だとですね、今の時点でもう 3 時 40 分っていうシナリオなんですけど、25 分ぐらい余裕ありますから、ちょっと時間をかけて議論していいと思うんですよ。いかがでしょうね。高岡構成員、お願いします。

(高岡) 横浜リハセンターの高岡です。一部特例というこの用語そのものはあまり今まで出てきていないものなので、こういうのを正式な用語として使用して、例えば一部特例がどれぐらい更生相談所で支給をされたのかっていうようなことを、ちゃんとカウントしなくてはいけないのかというのが一つです。もう一つはこれ、とても事業者さんにとっても、もしかすると今まで我々が無理を言っていたようなところが、一部特例を使って、柔軟に対応できるという点ではいいのかなと思います。一方で、更生相談所はきちんと判定しないと、何か一部特例が自由に入ってきて、とてもそこだけ高額になるとかいうようなことが起きるのではないかと思います。その点に関して、いかがでしょうか。

(徳井) 高岡構成員ありがとうございます。まず一部特例に対しての統計ということになるんですけども、現在でも更生相談所の方でマンパワーが不足しているということをお伺いしておりますので、こういう一部特例につきましては今回基準内での支給を認めるということにいたしております。したがって、そういった統計というのは現在のところ考えてはおりません。また更生相談所の方で、一部特例を認め始めると、たがが外れるといいますが、どこまで桶が広がっていくのかということになっていくのかなと思いますので、今回は一つということにさせていただきました。具体的に数を決めていかないと際限なく増えていってしまうということがありますので、今回は一つとさせていただいて、けれども、車椅子のクッションと重度障害者意思伝達装置のスイッチにつきましては、こういった一部特例の部品に該当する可能性が非常に高いということから、こちらにつきましては、一部特例とはするけれどもカウントとしてはゼロとすると、クッションとかスイッチであれば合計としては構成部品としては、二つまで一部特例としてもいいですよと、今回示したのになります。運用していったら、現場の意見も踏まえて、見直しをしなければいけないということができてきましたら、その際はまた検討会の構成員の皆様にご意見を頂戴させていただければと思います。

(檜本) ありがとうございます。宮城県からですね、ちょっと特例付属品と呼んでいるんですが、今回でいう一部特例で、認めたものがどのくらいあるかという資料をですね、やっぱり今、専門官の話があったように、車椅子のクッションですね。これはですね、構造上特例なのではなくて、基準で示された価格で出せないクッションがたくさんあるんですね。どんどん高いクッションが出てきて、そうしますとね、それは構造が特例ではなくて、出し方が特例なんですね。そういうものも含めて特例の付属品と、自治体によっては、特例のこういう付属品をつけると、全部全体を特例補装具だと称して、出しているところもあるんじゃないかと思うんです。実際数はわかりませんが、そういうところをちょっと整理したいということで、事務局の方から提案があったと思うんですね。それから、意思伝達装置のスイッチと車椅子のクッションは、1 個と数えないということなんですが、実は、障害の状況によっては、2 個以上、そういう付属品が必要な方も必ずいらっしゃるんですね。その辺にはブレーキをかけながらですね、だと思んですが、私ちょっと確認したいのはですね、この指針というのは、ガイドラインっていいですか、技術的な助言と言われています。ですから必ずこうしなさいという規則ではないわけですね。その辺は、各自治体の裁量で、認めても構わないのかどうかをちょっとご意見をお願いします。

(徳井) ありがとうございます。補装具費支給制度の目的というふうなことになるれば、日常生活に必要なもの、移動に必要なもの、就労就学に必要なものを支給するということになっておりますので、特例補装具であっても、特例補装具でなくても、そういった目的に必要なものであれば、支給しなければならないと考えております。したがって、その支給についてどのような手続きをとるのかということにつきましては、各更生相談所の方で最終的な運用というのは定めていただいてもよろしいかと思っております。要するに、必要なものを支給するというゴールは同じと考えております。それに至るまでの手続きというものについては、各自治体の方で細かな運用というものは、定めていただくものと考えております。



(檜本) ありがとうございます。ただ、これ必ずこうやって指針が変わると、必ず質問が出てくると思うんですね。つまり、その特例、一部特例が、2 個必要な場合とか、3 個必要な場合はどうすればいいかという質問が必ず出ます。私は、今回一部特例という形で、ちゃんと意思伝達装置のスイッチとクッションと明記するのであれば、この一部特例をこのカウントで、2 個以上必要な場合は、特例補装具として扱うと、しっかり書いていただいた方が、迷わないと思うんですよ、それはいかがですか。

(徳井) ありがとうございます。この指針に書いた目的としましては、今、檜本座長がおっしゃられたように、構成部品が 2 個になった場合には、特例補装具になるということになりますので、こちらの方は明記させていただいた方がはっきりするっていうのであれば、明記させていただきたいと思います。

(檜本) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。私から質問していいですか。申し訳ありません。コスメチックグローブのミラーリングをして、オーダーメイドの話っていうのは、スーパーリアルとか、そういうハンドだと思うんですけど、差額自己負担で認めるといったときの差額っていうのは、元々の何と比べての差額っていうのを考えているのか教えてください。

(徳井) コスメチックグローブにつきましては、現在完成用部品の方に認められているものがございます。これは、塩ビやシリコンといったもので、指紋については、完成用部品を使っている方々、全て同じ指紋ということになると思いますけれども、そういったものと比べてということになります。つまり、現在の補装具支給基準で支給券が出ますと、そこに支給額が書かれており、具体的にはだいたいシリコン製のものまでが認められていると思いますので、そのシリコン製のもの、完成用部品を使用して製作されたものとフルオーダーメイドとの差額というものを自己負担しても差し支えないと考えています。

(檜本) はい、そうしますと更生相談所が判定をしたコスメチックグラブに対する差額で、スーパーリアルなものも購入可能にすると、そういうことでよろしいですか。

(徳井) はい、その通りでございます。

(檜本) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。高岡先生、ありましたよね。

(高岡) 横浜リハの高岡です。概要の補装具費の支給手順のところですか。借受けて評価など判定のときに必要だからということは、いわゆる更生相談所が必要だということで、処方箋なりに書けばいいということなんですが、これ最終的には補装具費として支払われるわけなので、利用者さんの 1 割負担というのは、ある意味これ発生してきてしまうというのか、来るのかなと思うんですが、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

(徳井) はい。一部負担になりますので、購入に要した費用というところで、利用者負担というのは生じてくると思います。一方で処方箋に処方した内容というのは、当然利用者の方に、こういっ

た処方になりますというご説明をすることになると思いますので、試用評価、膝継手であったりとか、例えば足部であったりというのは、このような機能がある膝継手と、このような膝継手があって、それを試用評価した上で支給決定を行いますというようなインフォームドコンセントがあってしかるべきかと思いますので、それに対して利用者の方が、わかりましたとおっしゃれば、それは当然購入費用として、利用者の方が負担されると考えております。

(樫本) よろしいでしょうか。借受けに関しましては、先ほどの藤原先生のご発表ありましたけど、いわゆる今まで事業者の方がですね、デモ機を持ってきて、いろいろ試してやってるのが現場の現状ですけど、それに対する費用は、全く支払われてないわけですね。そういうことを、借受けの目的っていうのは、元々そこにはなかったんですけども、そして現実に借受けの制度って、ほとんど全国的に行われてないわけです。ですから、借受けをもっと活発化して、ちゃんと費用も払うから、必要な補装具、ご本人に本当に適合している補装具を出してほしいとそういう狙いっていうことでしょうかね。

(徳井) はい、その通りでございます。完成用部品の借受けというのが補装具の借受けと同じように事前に判定がいるというような手続きになっていたために、完成用部品の借受けというものを使いづらかったという御指摘もございましたので、そういったところを、今回見直したということになります。ただし今回購入あるいは、修理の算定項目の一つとさせていただいたので、統計のところでは、購入あるいは修理というところで、借受けが出てきてしまいますので、そちらにつきましては、厚労科研の研究班ともご相談しながら、例えば、更生相談所の方々に、そういった処方を実際にどれぐらいしているのかであったりとか、あるいは事業者の方々にですね、そういった借受けで更生相談所から処方が出た件数何件あるのかというところを前向きに調査をしていただくということもあっていいのかなと。それで実際に今後ですね、借受け、完成用部品の借受けについて、国として統計をとらなければいけないのかどうかといったところにつきましても、今後の検討課題とさせていただければと思っております。

(樫本) ありがとう。どうぞ、井村構成員。

(井村) 井村でございます。今の借受けの関係を少し確認というか、私これまでやった思いがあって言うんですけども、本当に借受けを導入したときに、三つの場面が想定されていて、一つ目が、今までの話によく出てきた比較検討の場合ということ。あと小児の成長対応で、短期の使用。もう一つは、意思伝達装置など、患者さんが進行に伴って長期の利用が見込めないもの。という3パターンがあって、あとの二つに関しては、これまでわずかですが、実績があるのでいいと思うんですけども、特に比較検討のところが今回の議論になっているかと思います。まさに本当にこれまでの比較検討の場合ですと、比較検討のために手続きしなきゃいけないっていうところもあったんですが、私、前調査したときあって、借受けの場合ってあくまでも、物の値段だけでした。特に完成用部品ですと、物が届いたら当然、工賃が発生する、その工賃を積算できてない状況というのがあって、例えば修理だったら新しい部品を購入すれば修理に伴う工賃を上乗せできるんですけども、借受けに関して、その工賃の上乗せっていう部分が明確になってないってこともあるんで、今回購入ないし、修理のときに借受けを併せる対応ですと、部品

の組みかえ回数が増えますので、その部分まで加算できるかどうかというところまで踏み込んでいてもいいかと思いました。

(樫本) 徳井専門官どうぞ。

(徳井) 今回ですね、すみません、私の方が説明不足だったんですけども、今回修理基準の完成用部品の交換という技術料について加算してよいと、お配りした資料の方の前文の方を少し見ていただきたいんですけども、申し訳ございません。こちらの方にですね、修理基準の完成用部品の交換というものも、同時に算定して良いこととさせていただいておりますので、今、井村構成員がご指摘いただいたことにつきましても、今回明記させていただきました。ありがとうございます。

(井村) ありがとうございます。

(樫本) よろしいですか、今見ています。いいですね。はい、わかりました。すみません。河合構成員、お願いします。

(河合) 河合です。借受けのことで、今、制度としては意思伝達装置についていうと、使えない制度になっています。借受け入れるときに、この検討会の方で、最終的には、新しい商品を生産するみたいな議論になって、借受けで試していたものを、そのまま使うことができないので新しいものを入れるってところで、借受けが全く動かない状況になってるので、せっかく今回ここまで踏み込んだので、借受けで使っていたものを、そのまま製品として納入できるっていう方向にしていかがでしょうか。

(樫本) 事務局お願いします。

(徳井) ありがとうございます。それは大変な問題としてメーカーからもお聞きをしております。借受け用の部品というのは、やはり用意されていないことが多く、借受けの処方が出た場合に、全く新品の部品を借受け用として下ろさなければいけないと。そして新品の借受け用の部品を、そのまま購入して使いたいという方については、また新品のものを購入していただかなければならないということになっておりまして、研究班の借受けチームとも、これを課題としては、認識をしております。例えば借受けしたものが新品で、そのまま引き続き購入したいと言った方については、例えば借受けのスタート地点から戻ってですね、その借受けの費用分を購入費に含めて購入できるようにしてはどうかとかですね、厚労科研チームの中でも調査してどういったものが良いのかというのを令和 9 年度の告示改定に向けて、今ちょうど議論をいただいているところなので、現状ではそこまでは踏み込んで書けなかったというところになります。

(樫本) 借受けの制度ができたときから、私も河合構成員と同じ考えを持ってまして、借受けを試してみた。そして借り受けが成功したら、もうそのままその部品を続けて使っていただくと、成功しなかったら引き取って、事業者さん、メーカーの方で、引き取らざるを得ないと。ですか

ら、判定で新たに最終的に借受けを使って、この部品に決まりましたって、借受けで使ったもんじゃなくて新品を持ってこいってなる。これ事業者さんとかメーカーがみんなそれで、借受けは、とてもできないってなったんですね。これは意思伝達装置だけじゃなくて、高機能な完成用部品、膝継手なんかも全くそうですね。借り受けで試してこれがいいなってなったのに、出すときはまたもう 1 個も新品じゃないと駄目だって言われちゃうと困っちゃうわけですよ。そこはぜひですね、改善していただければと私も思ってますけども、いかがですか。

(徳井) 皆様ありがとうございます。事務局といたしましてもその部分ですね、それについては大きな問題であるとして、当然、厚労科研チームも、その問題というものは認識しておりまして、特に借受制度に関しましては、その義肢、装具だけではなくて、全ての補装具の種目について、今負担になっていると。特に輸送費の高騰であるとか、輸入費用の円安の影響とかですね、そういうものがあって、全ての種目から要望を受けているところになります。したがって、厚労科研の研究班でも借受けに関しましては、かなりの人材、かなりの時間を投じまして、現在対応をいただいているところになりますので、こちらの議論につきましては、来年度、借受けというものは議論の方を本格化させていただいて、令和 9 年度の告示改定に向けて活発な議論の方をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(樫本) ありがとうございます。それでは他にいかがですか。その他は、施設入所者の判定の依頼とか、あと押印の問題、あと簡易型のアシスト式の話、これは意見ございませんよね。よろしいですか。さっき言った 40 分にまだなってませんけどね。どうぞ。

(徳井) すみません、厚労科研チームがやりますみたいなことを、先ほど私が申し上げてしまったんですけど、厚労科研の借受けチームを押し退けて、私の方がやりますと言ってしまったので、厚労科研チームからどのように借受制度について考えているかも、ご意見を聞いていただければ助かります。

(樫本) オブザーバーの方からですね、藤原先生でよろしいですか。ご発言をお願いいたします。

(藤原) 非常に貴重なご意見をたくさんいただきまして大変勉強になっております。借受制度については、この制度が施行されてから有効活用されていないということで、徳井専門官にもお伺いしながら、よりよい形でユーザーさんに資する制度にしていけるような、そういった形がとれないかということで、検討させていただいております。これだけ先生方から、本当に議題に上げていただいて、ご意見いただきまして、改めて重責だと認識しておりまして、令和 9 年度の告示改正を目指して、借受制度がユーザーさんにとって、また事業者さんにとっても、非常に活用しやすい制度に持っていけるように、こういった形がよろしいのかを引き続き来年度、提案させていただけるよう検討してまいりたいと思います。先ほどの報告の中で、少し漏れてしまったことを 1 つだけ補足させていただきたいんですけども、事業者様側の方ですね、やはり継続可能とか、あるいはどちらとも言えないというご意見の中にはですね、実は管理業務、人件費であったりとか、その請求をするその費用を支払うために、更生相談所に出す見積もりであるとか、そういったことの管理業務の方で非常にコストがかかるために、だからこのまま

継続でもいいんじゃないかっていう非常に消極的な意見で、デモ機の無償提供はこのままでもいいんじゃないかっていうような、そういった気持ちも、少し散見されています。そういったことがないような形での借受制度のよりよい活用っていうのを目指して試算を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(樫本) ありがとうございます。他のオブザーバーの方で、この借受けのことじゃなくてもいいんですけどもご発言、ご意見ありましたら、いかがでしょう。中村オブザーバーお願いします。

(中村) 2 点ばかり、ちょっとお願いというか、一つはですね、去年の令和 6 年度の改定の際に、その改定の内容の説明を、専門官が各専門職相手に講演をし、学会の学術大会で非常に積極的に参加して、今回の改正はこういうことですって細かく説明してくれたんですね。これはとても効果があって、皆さんこの制度がどういう内容で、何を意図して、改正したのかがよく伝わって、だいぶ風通しが良くなったと思うんです。ですので、今年度の、来年度ですか。その改定に当たっても、やはりそういう説明する場を、積極的に設けていただきたいなとは思っています。ちょっと例えが適切かどうかかわかんないですけど、要は、お芝居の台本なり、シナリオ作り込んでも、やはり演技指導してあげないと、立派なパフォーマンスにはならないので、そこら辺は両方やらないとうまくいかないのかなと思っています。2 点目はですね、ちょっとお芝居の話、しましたが、実際はですね、シナリオを作っても、だんだん役者がいなくなっていくというのが現実で、やはり事業者もそうですし、更生相談所もそうですし、マンパワー不足というのはもう、かなり死活的な問題になってるんじゃないかと思っています。なので、手間暇かけることを前提にした制度では、だんだんもう合わなくなっているんで、やはりどこに効率化をすべきかっていうのを、本当に考えてほしいかなと思っています。研究班としては、現場の声を検証を伴いながらお伝えするので、ぜひですね、耳を傾けて、良いパフォーマンスができるようにしていただきたいなというお願いです。以上です。

(樫本) ありがとうございます。事務局、お願いします。

(徳井) 中村オブザーバーありがとうございます。実は私今年度ですね、もう講演が 20 件を超えまして、執筆依頼も数多く、1 ヶ月に 2 回程度のスピードで講演をしていたということになります。講演であったり、研修であったりというのをさせていただいて、どんどんどんどん数が増えてきて、学会に出たくださった先生方であれば、もう満員御礼というか、立ち見が出るぐらいまでに、制度に対して、皆さんすごく興味を持っていただいたというところで、大変感謝をしております。やはりこういった告示改正、あるいは指針の改正、要領の改正についての説明会を、これまでやってこなかったというところについては、我々厚労省側も反省しなければいけないところはあると思っております。昨年度はですね、3 月の末に更生相談所向けに説明会をさせていただいたんですけども、更生相談所の皆様からは、4 月に入ってからやってもらえるとありがたい、とお聞きしています。聞いてくださった人がちょうど人事異動で、結構多くの方から、徳井さんの講演を聞いたんですけども、3 日後に僕、異動しますというようなメールをいただきまして YouTube で流すか、4 月以降にやるか、どちらかをお願いできますかというようなお話がありました。YouTube で流すというのは、やってなかったんですけど、なぜかとい

うとですね、告示改正とかがあった後でも、そういった動画だけが残ってしまうというようなことがあります、そこが大きな問題かと思っています。今でも例えば平成 30 年度版のガイドブックを見てですね、そこに書いてあるから、こういうふうに判断しましたというような照会がかなりございまして、平成 30 年のガイドブックからは、告示基準額の改定も 2 回ほどしており、すでに改正されていますという説明をするのも、かなりの数に上っております。そのため、説明会というものを頻回に行うというのが、一番効果的なのかなと思っています。専門官の業務として、対外的な制度の説明は含まれておりますので、そういったものも積極的にやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

(樫本) 浅見構成員、お願いいたします。

(浅見) ありがとうございます。先ほど中村オブザーバーの方からもお話がありましたように、改定があった内容を周知させることは、本当に重要なことだと思います。診療報酬や介護報酬の改定については、病院や介護施設自体の経営にも関わるものですから、関係者は、改定内容に非常に関心をもたれるのですが、補装具の告示改正については関与する方が義肢装具士の方、義肢製作所の方、患者さんに限定されやすく、興味がもたれにくいように思います。しかし、この内容を、関係者を中心に多くの方が知っていただくのは非常に重要なことであり、改定内容についての広報の機会が必要だと考えます。更生相談所などの企画により改定内容について学ぶ機会などを開催していただければ有難く思います。以上です。

(樫本) ありがとうございます。やはり制度のアピールって言いますかね、これ本当に更生相談所の職員とか義肢装具士さん、事業者だけじゃなくて、本来は利用者の方も、こういう補装具の制度を知らずに、古い装具を使い続けてる、そういう実態もございまして、補装具の制度っていうのは、もっともっとアピールしていい。我々も皆さんもやんなきゃいけないんですけれども、厚労省としてもですね、ぜひ取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。井村構成員、お願いします。

(井村) 井村です。ちょっと内容がずれてくるかもしれないですけど、今のお話があった中で、おそらく補装具の支給について、市町村がなかなか変わったことを知らずに古いことに縛られてっていうのもこれまで多数見てきました。まず改正案になっている指針の 18 ページのところにありますが、個人番号利用事務についてのところで種目コードを入力するところがありますよね。私が数年前、意思伝達装置を調査したときに結構あれが違ってか、こちら集計しやすいように何番で教えてくださいと尋ねたら、番号が無茶苦茶になっていたりとかで、事務が間違えてるのか、正しく判定できないのかというところがありました。結構あれを集めると、厚労科研でもすごい集計、楽なんですね。今回、例えば一部特例とか出した場合には、新しいコードを起こして、一部特例のコードを作ってしまうと、その集計でやってるとか、あるいは先ほどの借受けを込みとした修理購入があればそれも一つコードを起こしてしまうと、実際にその報告の状況のときで調査できる形に、福祉行政報告例に入らないかもしれないですけど、市町村照会かけたときに、統計的に拾いやすくなると思うので、その辺も今後やはり運用がどうか、適切かどうか判断していくときに、さかのぼって調査しやすい仕組みをちょっと仕組んで

おくにより楽かと思います。

(樫本) 事務局どうぞ。

(徳井) 井村構成員、ありがとうございました。今どうしても種目コードがですね、実は我々が決めてから、市町村に配布されるというかですね、それまで 1 年間のタイムラグがシステム上、今、出ているというところで、実は、来年度にようやくですね、昨年定めた令和 6 年度の改定告示に対応したものが運用されることになっております。おそらく市町村の皆様はそこが今困っていて、令和 6 年の告示改正があったにもかかわらず、そこに全く対応できていない種目コードがこの 1 年間ずっと使われていたということになっておりまして、そのあたりですね、システムの反映が非常に遅いというところの問題もございます。種目コードのところはいろいろと問題がありまして、コードのところは、私も昨年度、たくさん見直しはしたんですけども、おそらく漏れてるものもたくさんあるんじゃないかと思いますので、そこでもですね、次の改定ときには告示改正とともに、種目コードについても同時にチェックをしていくとかですね、作業工程を見直していくということも必要かと思います。今、井村構成員から御指摘のあった点につきましては、事務局としましても、大きな課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(樫本) 河合構成員。

(河合) 河合です。今のことに追加してなんですが、今、更生相談所の所長会のブロック会議の方で困るコード表が、今、出回っています。それでもし来年度に間に合うのであれば、その情報を所長会に許可をもらって、厚労省に伝えたいと思いますけども、間に合いますか。

(徳井) 大変申し訳ありません。もう締め切りの方が過ぎてしまいました。ただですね、こちらの方に情報提供いただけるのであれば、それはいつであっても情報提供していただければ大変助かります。なぜかというところでですね我々の方も、告示改正の期間っていうのが始まってしまいますと、その期間中に何か情報をご提供いただいても作業がいろいろ重複をしてしまって全ての作業に手が回らないということにもなります。そういった困るコード表みたいなものは、私も拝見したことは当然ございませんので、そういった情報の提供っていうのは今後ともですね、更生相談所長協議会の皆様とも連携していきながら、更生相談所の現場の皆様が困らないように、我々も考えていきたいというふうに思っています。間に合わなくてもですね、情報提供いただければ大変ありがたいと思います。

(河合) 河合です。私は今、所属組織では、最底辺なので、所長経由で連絡となったら、とても大変なので、また違った形でご連絡差し上げたいと思います。

(徳井) ありがとうございます。

(樫本) 小林構成員、お願いいたします。

(小林) 小林です。ちょっと突拍子もないかもしれないんですけど、介護保険とか医療保険ですと、改正があるたびに、分厚い本が出て、もう一番新しいのを見ないとわからないっていうか、得しないようになっているので、いつの日か、補装具についても、各市町村がそれを持って、そこを辞書のように調べてっていうふうになると、何か過去のもので出てきたりとか、変なコードが出てきたりとかっていうのが、いつの日か解消するといいなと思いました。

(樫本) 事務局、何かありますか？

(徳井) 療養費の支給基準のピンクの本のことですか。渡邊専門官わかりますか。何の本か、わかります？

(渡邊) 白いと思います、白本と私達は呼んでいますが、病院では。

(徳井) 本当ですか、すみません、私の方が存じ上げないのかもしれないですけど・・・

(樫本) どうぞ

(川部) 介護とか医療ってのは、白本っていう改定の概要を出すので多分そのことをですね。多分補装具の世界ではないので、ちょっと今後引き継ぎ検討させていただければと思います。

(徳井) すみませんでした。ありがとうございます。

(樫本) 義肢、装具に関しては、義肢協会の方で完成用部品の一覧とか、指針要領の印刷したやつ、あとは制度の基準そういう本を編集してまして、各更生相談所では、それを購入したりして、仕事に使ってるんですね。それをもっともっと全体に広げるって、あと市町村も持ってるんですかね。それわからないんですけど。

(河合) 河合です。今、義肢協会の出版はやめてると思います。少なくとも更生相談所は買えないので。

(樫本) 山口構成員。

(山口) 山口です。今で言うところの、ちょっと紫色っぽい本になるかと思うんですけども、あります。当所は熊本ですが、今年度は、その本を日本義肢協会から購入することができましたので、購入は更生相談所でもできると思います。あと市町村がその本を持っているかという点、おそらくほとんど持っていないと思います。厚労省が出されているすごく長い基準をチェックしながら価格を確認とかされていますので、見積りなどのチェック時などにはやはり市町村サイドに、そういった本があると価格の検討とかしやすいのかなと思います。



(樫本) ありがとうございます。小林構成員。

(小林) すみません、小林です。私も病院の方でそれがあるかっていうと、ないと何かやりにくいなと思ったことがあるので、言ったら、義肢装具士さんが、古いバージョンだけど、これあげるって、もらったことがあるんですけど、そのぐらい出回って、病院には出回ってないような気がします。

(樫本) 事務局どうぞ。

(徳井) 義肢協会さんの出されている本というのはですね、一応加盟しているおられる義肢協会の会員の方向けの冊子となっております、その会員企業であれば、何冊でも買えるというようなことになっていて、多分それを手に入れられている先生方もいらっしゃるのではないかと思います。ただしこれぐらいの声があるということにつきましては、私の方からも義肢協会さんの方に申し上げて、皆さんがそういった補装具に関連する先生方が手に入りやすいようにしてくださいと、私の方からもお願いをしてみますので、少しお待ちいただければと思います。

(樫本) ありがとうございました。結論は、やはりいろいろな制度の周知っていうのが、これから本当に大事だっていうことだと思います。どうかよろしく願いいたします。それではですね、いろいろなご意見多数、今日はいただきました。最後に、私の方から一つですね、ちょっとお話があります。私はですね、今年度をもって、この構成員をですね、ちょっと引退させていただこうと考えております。この補装具評価検討会はですね、平成 18 年から始まっています。その第 1 回目から、今日でちょうど節目の 70 回、私 1 回休んだだけで、全部出てますので、気がついてみたら、当時のメンバーはもう誰もいません。そういうことでちょっと長くやりすぎたなっていうのが、まず一つあります。でも本音はですね、ちょっと私、聴覚の障害があるだけじゃなくて、平衡機能もちょっと落ちてましてね、なかなか東京に出てくるのが大変になってきてるんですね。そういうこともあって、そろそろ潮時かなと。後輩にこの席っていうかね、新しい座長さんと、それから構成員の席を譲ろうかなと、そういうふう考えてます。今までいろんな勉強させていただいて、特に最後に座長までやらせていただいて、本当にありがとうございます。これもですね、この UD トークっていうか、こういう聴覚障害に対する支援機器があるから、やらせていただいているような形で、本当に感謝しております。私がいなくなっても、もちろん、手強いメンバーがたくさん残ってますのでね、安心して任せられると思います。それで、今後もですね、利用者のために、利用しやすい制度、ユーザーのためっていうのを第一にですね、念頭に置いて、補装具費支給制度が発展することを願っています。皆さん、長い間どうもありがとうございました。

(和田) 樫本座長ありがとうございました。事務局運営から一つお詫び申し上げます。先ほど機材のトラブルにより、14 時 55 分頃、Zoom の音声 が 1~2 分ほど途切れや乱れが生じてしまいました。Zoom でご参加の方におかれましては、お詫び申し上げます。では最後に、本後企画課長から一言ご挨拶をさせていただきます。

(本後) 国会用務で中座をさせていただきました部長の野村に代わりまして、ご挨拶をさせていただきます。企画課長の本後でございます。本日は、第 70 回補装具評価検討会の開催にあたりまして、閉会にあたりまして、皆様、ご多忙の中、誠にありがとうございました。それから樫本座長におかれましては、今お話しいただきました通り、20 年弱の長きにわたりまして、70 回、ご出席ということであれば、69 回ということになるかと思えますけれども、お支えをいただきまして、事務局一同、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。本年度、持ち回りの開催も含めまして、本日も含めて 5 回、開催をさせていただきました。おかげさまで、無事本年度の検討を終了させていただくことになりました。皆様におかれましては、本日もそうでありました通り、この検討会での議論はもとより、様々な場で様々な観点から重要なご示唆をいただきました。構成員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、本当にありがとうございました。感謝を申し上げます。告示の改正、それから、通知の改正においてご助力をいただきました。おかげさまで、こういった形で進めさせていただくことになります。厚生労働省におきましては、まずは今ご議論いただきました改正の内容につきまして、4 月以降、全国において円滑な実施が図られるように準備を進めて参りたいと思います。また周知という言葉も、多くの皆様からいただきました。こういったことも踏まえて、対応させていただきたいと思います。それから、次期の改正に向けましては、次回の改正に向けましては、本日の検討会でもご議論いただきましたけれども、調査研究の成果も踏まえながら、これは座長からも、今ほどお話もございました。利用者、障害者にとってより良いものとなるよう、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。以上、私からの挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

(和田) 本後課長、ありがとうございました。構成員の皆様にはご多忙の中、ご出席並びにご議論いただきましてありがとうございました。今年度の補装具評価検討会につきましては、樫本座長をはじめ、構成員の皆様、オブザーバーの皆様のご協力を賜り、全て無事に終了できましたことを、お礼申し上げます。来年度の補装具評価検討会につきましては、新年度になりましたら、改めてご案内させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上で、令和 6 年度第 70 回補装具評価検討会を終了いたします。本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

(徳井) ウェブの先生方もありがとうございました。失礼いたします。

(以上)